

令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）に係る町の対応について

12月9日に開催された第8回幌延町議会定例会において、野々村仁町長が行政報告で、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に対する町の方針について表明したので、その内容をお知らせします。



本年8月2日に、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）から、幌延深地層研究計画について北海道、幌延町及び原子力機構が締結した三者協定に基づく計画内容変更協議の申し入れを受けて以降、三者協定に基づく「幌延深地層研究の確認会議」（以下、確認会議）が設置され、9月10日から5回にわたり、確認会議に

おいて、申し入れを受けた研究計画案について、その必要性や妥当性、三者協定との整合性を論点として、専門有識者を交えて協議をいたしました。

確認会議での確認事項

■ 研究の進捗状況の確認と評価をしつつ、研究計画案について、当初計画の変更を必要とする環境の変化や変更の理由などが適切なものか。

■ 当初計画との変更内容の問題点や疑問点などを確認しながら、変更理由と変更内容が合致しているか。

■ 研究計画案が三者協定との間で齟齬（そご）がないか。

これらの事項を北海道、幌延町、専門有識者のほか、52名から寄せられた200件の質問等も加えて、原子

力機構との質疑応答という形で進められ、11月6日に開催された第5回確認会議において、今までの確認会議で確認された内容が取りまとめられ、確認会議の全日程が終了し、同日付けで、確認結果について文書により報告されました。

確認会議から報告された確認内容

「必要性」「妥当性」「三者協定との整合性」の論点により整理されました。

「必要性」

○ 幌延深地層研究センターの意義や役割について

- ・ 地層処分を実施するために必要な技術・方法の信頼性について、実際の地質環境で確認し、深地層を体験・理解するための場であること。

- ・ 幌延の地下研究施設は、最終処分場としない場所として技術を磨くジェネリッ

ク地下研究施設であること。

○ 日本における地層処分研究の位置付けについて

日本でも地層処分が技術的に実施可能と国内外の専門家によって確認されており、国の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」や「エネルギー基本計画」にあるように、その信頼性を高めるため、地下研究施設を使って研究開発を行うことは重要と認識されていること。

○ 外部評価の結果について

- ・ 評価委員会からは、「全体として概ね適切に研究が遂行され、当期5カ年の目標を達成できた」と評価されているが、一部研究は十分になされていないと評価されたこと。

- ・ 評価委員会の評価にある「技術の確立が可能な水準に達するまで」とは、地下研究施設で研究した

技術が処分施設の地下環境で活用できる状態という意味であること。

○ 幌延での研究計画延長の必要性について

- ・ 研究計画については、全体として概ね適切に研究が遂行されたが、一部研究が遅れがあったことなどにより、成果が十分に得られていないため、研究成果を得るためには、継続して実施する必要がある研究があること。

- ・ 研究延長が必要となったのは、外部評価に加え、フィンランドの規制委員会から地層処分に関し、処分場建設許可申請に対する審査結果が示されたことなど国内外の地層処分を巡る状況に変化があること。

○ 瑞浪が研究を終了するのに対し、幌延での研究を続ける理由について

- ・ 瑞浪は地層科学研究のみ